

○石巻市子ども医療費の助成に関する条例

平成17年4月1日条例第142号

石巻市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭における経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 次に掲げる者をいう。
 - ア 父又は母で子どもを現に監護しているもの
 - イ 父母以外の者でその子どもと同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持するもの
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - ウ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(助成対象者)

第3条 この条例により助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかに該当する子どもとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者を除く。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 保護者が市内に住所を有する者で、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、子どもの保護者の前年の所得（1月から9月までに受診した子どもの保護者にあつては前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて規則で定める額以上であるときは、当該子どもは助成対象者としな~~い~~。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(助成)

第4条 市は、助成対象者に係る医療費（入院時食事療養費を除く。）のうち医療保険各法に定める一部負担金（法令の規定に基づく国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付又は保険者等の負担による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給若しくは附加給付がある場合は、その額を控除した額とする。以下同じ。）について、当該助成対象者の保護者に助成するものとする。ただし、助成対象者のうち13歳に達する日の属する年度の初日から15歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものにあつては、入院に係るものに限る。

2 前項の規定は、助成対象者の保護者が当該一部負担金を支払った日から2年以内のものに限るものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特に市長が必要と認めたときは、その助成を行うことができるものとする。

（受給資格の登録）

第5条 医療費の助成を受けようとする保護者は、規則で定める受給資格登録申請書（以下「登録申請書」という。）を市長に提出し、あらかじめ受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、登録した日以後において最初に到来する9月30日まで有効とする。

3 受給資格の登録を受けた保護者が当該登録の有効期間の満了後、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、特に市長が認めたときは、更新申請書の提出を省略させることができる。

4 市長は、保護者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を保護者に通知するものとする。

（所得額の確認）

第6条 市長は、保護者から登録申請書又は更新申請書の提出を受けたときは、第3条第2項に定める所得の額及び第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、助成対象者に係る医療保険上における被保険者又は被扶養者の所得の額を確認する必要があるときは、課税台帳その他の公簿により確認するものとする。

（受給者証の交付等）

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録を受けた保護者（以下「受給者」という。）に対し、受給者証を交付するものとする。

2 受給者は、登録申請書又は更新申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

3 受給者は、登録の有効期間終了、転出等の理由により受給資格を喪失したときは、速やかに市長に規則で定める返納届を提出するとともに、受給者証を返納しなければならない。

（受給者証の提示）

第8条 受給者は、医療機関等において助成の対象となる療養の給付を受けようとする

ときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに受給者証を提示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 市は、第4条第1項に規定する助成を行う場合は、一部負担金を受給者に代わり、医療機関等の請求に基づき宮城県国民健康保険団体連合会を通じて当該医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が医療機関等で一部負担金を支払った場合は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、死亡等の事由により受給者が申請することができないときは、受給者に代わって助成対象者を新たに監護する者又は市長が定める者が申請するものとする。

(助成の決定及び交付)

第10条 市長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定するとともに、規則で定める通知書により当該受給者に通知し、助成金を交付するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、助成対象者の療養の原因となった傷病が第三者の行為によって生じたものであり、第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成の全部若しくは一部を行わず、又は既に助成した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

第13条 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行し、同日以後の診療にかかる医療費から適用する。

(助成に関する特例措置)

2 この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間に、合併前の石巻市及び牡鹿町の区域に住所を有する助成対象者が受けた診療（当該助成対象者が3歳に達する日の属する月の翌月以降の診療（入院に係るものを除く。）に限る。）に係る医療費については、第4条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる診療を受けた期間の区分に応じ、右欄に掲げる助成率を一部負担金に乗じて得た額を助成するもの

とする。

| 診療を受けた期間 | 助成率 |
|-------------------------|------|
| 平成17年4月1日から平成18年3月31日まで | 0.25 |
| 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで | 0.50 |
| 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで | 0.75 |

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、石巻市乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年石巻市条例第25号）、河北町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年河北町条例第18号）、雄勝町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年雄勝町条例第17号）、河南町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年河南町条例第16号）、桃生町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年桃生町条例第13号）、北上町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年北上町条例第12号）又は牡鹿町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年牡鹿町条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年10月7日条例第315号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の石巻市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定、附則第2項の規定による改正後の石巻市国民健康保険条例の規定及び附則第3項の規定は、平成17年10月1日から適用する。

(石巻市国民健康保険条例の一部改正)

- 2 石巻市国民健康保険条例（平成17年石巻市条例第164号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成20年3月26日条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月24日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月25日条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の石巻市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(受給資格の登録等の特例)

- 3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条第

1 項の規定に関する事務は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年12月22日条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石巻市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（受給資格の登録等の特例）

3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定に関する事務は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成23年12月26日条例第47号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石巻市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（受給資格の登録等の特例）

3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定に関する事務は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成24年6月25日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第49号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の石巻市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（受給資格の登録等の特例）

3 新条例の規定により助成対象者となる者に係る同条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定に関する事務は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年6月25日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の石巻市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月17日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の石巻市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。